

令和8年度 岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助事業のご案内

岡山市では、脱炭素社会の実現に向け、エネルギーを創って、ためて、賢く使うことにより、エネルギー利用の最適化・効率化（以下「スマートエネルギー化」という。）を推進するため、市内の住宅にスマートエネルギー化に資する機器を導入した方に対し、経費の一部を助成します。

申請受付

(1) 受付期間

令和8年5月1日（金曜日）～令和9年3月10日（水曜日） ≪当日消印有効≫

※期日までに準備できない書類がある場合は、別途ご相談ください。

(2) 提出先

〒700-8554

岡山市北区大供一丁目2番3号

岡山市役所分庁舎6階 岡山市ゼロカーボン推進課

※ 申請書の提出は郵送（簡易書留等配送状況が確認できる手段での送付が望ましい）でお願いします。なお、全ての機器が、導入後の申請です。

※ 書類に不備がある場合は受付できません。

※ 申請は消印日を基準として早いものから受付し、申請額が予算額に達した日をもって受付を終了します。

※ 申請額が予算額を超過した場合は、受付終了日の申請者を対象とした抽選により補助対象者を決定します。

補助事業者

市内の住宅（店舗等併用住宅を含む。）に補助対象機器を導入した個人又は補助対象機器が設置された市内の建売住宅（以下「補助対象機器付建売住宅」という。）を購入した個人、リース事業者、PPA（※）事業者であること。申請にあたっては、申請者＝契約者＝代金支払者（領収書あて名）＝使用者が同一であることが要件になります（割賦販売での購入、リース及びPPAによる申請の場合を除く。）。

（※）太陽光発電設備等を無償で設置し、当該設備から発電された電気を建物所有者等に販売する契約

対象となる補助事業者

＜購入の場合＞

契約種別：売買契約（現金購入、クレジット、割賦購入、ローン等を含む）

補助事業者：使用者（購入者）

＜リースの場合＞

契約種別：賃貸借契約

補助事業者：リース事業者

＜PPAの場合＞

契約種別：電力販売契約

補助事業者：PPA事業者

＞ その他要件

- (1) 蓄電池は、太陽光発電設備と併せて導入する場合又は既に太陽光発電設備を設置している住宅に導入する case に限ります。
- (2) 店舗等併用住宅の住宅部分への導入については、住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の2分の1を超える case に限ります。
- (3) 太陽光発電設備・蓄電池の導入に対する補助申請の場合、「あっ晴れ岡山エコクラブ(※)」への入会が要件になります。リース、PPAによる機器導入の場合、リース事業者、PPA事業者の入会は不要ですが、機器利用者の入会が必要です。

※「あっ晴れ岡山エコクラブ」とは、岡山連携中枢都市圏構成自治体（岡山市を含む8市5町）が運営・管理する、「一般家庭における太陽光発電設備の導入によるCO2削減プロジェクト」の実施団体です。詳しくは「あっ晴れ岡山エコクラブ」の入会案内等をご覧ください。

＞ リースによる補助対象機器の導入について

補助事業者は前記に掲げる要件を満たす個人に補助対象機器を貸与するリース事業者で、次の要件をいずれも満たしていること。（窓断熱は対象外）

1. 法定耐用年数以上のリース契約(※)を締結していること。
※太陽光発電設備は10年以上のリース契約であること。
2. 補助対象機器の月々のリース料が、補助金相当額が還元されていると認められる水準であること。

➤ P P Aによる補助対象機器の導入について

補助事業者は前記に掲げる要件を満たす個人にP P Aサービスを提供する事業者で、次の要件をいずれも満たしていること。

1. 10年以上の契約を締結していること。
2. 以下のいずれかの方法により、サービス利用者に経済的負担軽減措置を講じること。
 - ・補助金相当額を月々の電気料金から減額（割引）することにより還元する。
 - ・補助金相当額を現金等で還元する。

➤ 次に該当する者は、対象になりません。

- (1) 市税を完納していない者
- (2) 岡山市補助金等交付規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者
- (3) 同一の住宅において、同種の補助対象機器に係る補助金を岡山市から受けたことがある者。
- (4) 補助金の交付申請時に、申請住所に係る住宅に居住していない人。ただし、単身赴任等で当該住宅に居住していない場合であって、次のいずれにも該当する場合は可。
 - ① 家族等が当該住宅に居住していること。
 - ② 補助対象機器に係る契約者であること。
- (5) 虚偽の補助金交付申請を行った者

補助対象機器・補助金額

補助金額は下記の表の補助対象機器の欄に掲げる機器に応じ、補助金額の欄に定める額を上限とします。（1,000円未満切り捨て）

| 補助対象機器 | 補助金額 | |
|----------------------|-----------|------|
| | 補助率等 | 上限額 |
| 太陽光発電設備（※1） | 3万円/kW | 15万円 |
| 太陽熱利用システム （自然循環型） | 1/5 | 3万円 |
| 太陽熱利用システム （強制循環型） | 1/5 | 5万円 |
| 家庭用燃料電池（エネファーム） | 1/3 | 15万円 |
| 蓄電池（※2） | 1.5万円/kWh | 20万円 |

| | | |
|------------|-----|------|
| 窓断熱（窓、ガラス） | 1/5 | 10万円 |
| V2H | 1/5 | 15万円 |
| HEMS | 1/5 | 2万円 |

※1 太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか小さい方に1kWあたり3万円を乗じて得た額。

※2 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録された蓄電池容量1kWhあたり1.5万円を乗じて得た額。

補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助対象機器本体及び附属機器の購入費並びに設置工事費の合計額から値引き及び国等の類似の補助金の額を控除して得た額です。ただし、消費税は除きます。

既存機器の撤去・処分費及び補助対象機器の設置に直接関係のない工事費並びに諸経費及び申請代行手数料等の費用は対象になりません。

※太陽光発電設備、蓄電池にあたっては、補助対象経費を算定の基礎としません。

補助対象要件

●共通要件

- ① 補助対象機器の導入日(※)又は補助対象機器付建売住宅の引き渡し日が令和8年3月1日(日曜日)から令和9年2月28日(日曜日)の間であること。
- ② 補助対象機器は未使用のものであること。

※ 補助対象機器の導入日について

- ・窓断熱⇒出荷証明書に記載の納入日又は施工証明書に記載の施工日
- ・その他の機器⇒保証開始日

●個別要件

太陽光発電設備

- ア 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能及び品質が確認されているものであること。
- イ 太陽電池モジュールの公称最大出力合計値若しくはパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれかが10kW未満(小数点以下二桁未満切り捨て)であること又は固定価格買取制度の電力受給契約において最大受電電力が10kW未満であること。

| | |
|-------------------------------|--|
| | <p>ウ 既存設備増設の場合は、既存設備が市補助金を受けていないこと及び、既存設備分を含めた増設後の設備が上記イを満たしていること。</p> <p>エ 発電した電力が住宅において消費されていること。</p> |
| <p>太陽熱利用システム（自然循環型、強制循環型）</p> | <p>日本工業規格（以下「J I S」という。）に適合したもの又は一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（B L 部品）認定を受けたものであること。</p> <p>URL : https://www.cbl.or.jp/</p> |
| <p>家庭用燃料電池（エネファーム）</p> | <p>一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）に登録されている機器であること。</p> <p>URL : http://www.fca-enefarm.org/</p> |
| <p>蓄電池</p> | <p>ア 一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）が補助対象として登録している機器であること。</p> <p>一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I） : https://sii.or.jp/</p> <p>蓄電システム登録済製品一覧 : https://zehweb.jp/registration/battery/</p> <p>イ 常時、太陽光発電設備と接続し、同機器が発電する電力を充放電すること。</p> |
| <p>窓断熱（窓、ガラス）</p> | <p>ア 公益財団法人北海道環境財団が既存住宅の断熱リフォーム支援事業において補助対象としている製品又は国が実施する先進的窓リノベ事業において補助対象としている製品であること。</p> <p>断熱リフォーム支援事業 : https://www.heco-hojo.jp/danref/index.html</p> <p>先進的窓リノベ事業 : https://window-renovation2026.env.go.jp/</p> <p>イ 既築住宅への導入であること。</p> <p>ウ 住宅の外気に接する窓全て又はリビング、ダイニング若しくは寝室等継続的に使用される居室1室を含む3室（壁やドアで区切られた部分であること）以上の外気に接する全ての窓の改修であること。</p> |
| <p>V 2 H</p> | <p>一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「N e V」という。）がV 2 Hの導入に係る補助金において補助対象としている充電設備と同等以上の機能を有していること。</p> <p>一般社団法人次世代自動車振興センター : http://www.cev-pc.or.jp/</p> |
| <p>H E M S</p> | <p>ア エネルギー使用量を計測・蓄積し「見える化」が図られていること。</p> <p>イ 「ECHONET Lite」規格を標準的なインターフェースとして搭載していること。</p> |

補助金交付申請

申請に当たり次の書類を提出してください。 ○必要な書類 △場合によって必要な書類

| 必要書類 | | 太陽光発電設備 | 太陽熱利用システム | エネファーム | 蓄電池 | 窓断熱 | V2H | HEMS |
|------|--|---------|-----------|--------|-----|-----|-----|------|
| | | | | | | | | |
| 1 | 補助金交付申請書兼実績報告書 ・様式第1号（共通） ・様式第1-1号～第1-8号 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 契約書、見積書、注文書等、補助対象機器に係る導入者及び経費の内訳が確認できる書類の写し | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 補助対象機器の領収書の写し（PPAの場合は不要。） ・上記2に記載の金額と一致するもの ・金額が一致しない場合は但し書きに補助対象機器の代金が含まれている旨を記載したもの 【割賦販売により導入した場合】 ・補助事業者宛（申請者名）の領収書の写し（現金支払いの部分について） ・申請者が契約者となっている割賦販売契約書の写し（後払い部分について） ※全額支払いの手続きが完了していることがわかるもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 滞納無証明書 ※納税証明ではありません。 ・市税に係る徴収金の滞納がないことを岡山市長が証明した書類で、発行後3月以内のもの。 ・リースの場合は、リース事業者、借受人双方のもの ・PPAの場合は、PPA事業者、サービス利用者双方のもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 補助対象機器が導入された住宅の位置図 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 必要書類 | | 太陽光発電設備 | 太陽熱利用システム | エネファーム | 蓄電池 | 窓断熱 | V2H | HEMS |
|------|--|---------|-----------|--------|-----|-----|-----|------|
| 6 | <p>補助対象機器の設置状況を示す写真</p> <p>①機器の全体写真（当該住宅に設置されたことが確認できる写真）</p> <p>②メーカー名、型式、製造番号等導入された機器が確認できる写真（窓断熱を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムは、太陽電池モジュールの設置が確認できる写真、設置した屋根面、パワーコンディショナーの全体写真、型式名、製造番号、出力が確認できる写真 ・強制循環型太陽熱利用システムは、集熱器、蓄熱槽それぞれの写真 ・エネファームは、燃料電池ユニット、貯湯ユニットそれぞれの写真 ・HEMSについては、HEMSが稼働していることが分かるモニターの写真 ・窓断熱については、施工中の写真も必要（配置図と整合がとれるように番号を付すこと） <p>※カラー写真にするなど、鮮明な写真の添付をお願いします。</p> | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | <p>補助対象機器の保証書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証開始日が記載されたもの | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 8 | <p>設置状況を示す配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備は、太陽電池モジュールの設置状況を示すもの。居住する住宅（関係点）とモジュール設置場所が違う場合は、太陽電池モジュールの設置場所と関係点の関係がわかるシステム配置図も必要 ・窓断熱は、設置場所が確認できるように番号を付すこと。 | ○ | | | | ○ | ○ | |

| 必要書類 | | 太陽光発電設備 | 太陽熱利用システム | エネファーム | 蓄電池 | 窓断熱 | V2H | HEMS |
|------|---|---------|-----------|--------|-----|-----|-----|------|
| 9 | 太陽電池モジュールの製造業者が発行する出力対比表又は出力対比表及び製造番号票の写し（型式名、製品番号及び測定出力値の記載がある製品同梱のもの） | ○ | | | | | | |
| 10 | 製品カタログや仕様書の写し等システムパッケージ型番と構成機器が確認できる資料（保証書等に記載されていない場合に限る。） | | | | △ | | | |
| 11 | 「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」や太陽光発電設備の保証書の写し、太陽光モジュールが設置されていることが確認できる写真等、太陽光発電設備の設置が確認できる書類（太陽光発電設備と同時導入でない場合） | | | | △ | | | |
| 12 | 出荷証明書（(公財)北海道環境財団が設定する製品型番又は国の先進的窓リノベ事業に登録された機器の製品型番の記載があるものであって、製造メーカーが発行したもの）又は施工証明書の写し | | | | | ○ | | |
| 13 | 補助対象機器が導入された住宅の建物登記事項証明書（発行後3月以内のもの。）又は固定資産税の名寄帳等、建築年の記載があり、既存住宅であることが確認できる書類 | | | | | ○ | | |
| 14 | 承諾書（申請者、同居する家族又はリースに係る借受け人等以外が所有する土地及び建物に補助対象機器を導入する場合に限る。） | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| 15 | 補助対象機器が導入された住宅に居住する家族等の住民票（発行後3月以内のもの。）（単身赴任等で補助対象機器が設置された住宅に当該住宅の所有者が居住していない場合） | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| 16 | 賃貸借契約書の写し（リースの場合） | △ | △ | △ | △ | | △ | △ |

| 必要書類 | | 太陽光発電設備 | 太陽熱利用システム | エネファーム | 蓄電池 | 窓断熱 | V2H | HEMS |
|-------------------|--|---------|-----------|--------|-----|-----|-----|------|
| 17 | リース料金の算定根拠明細書（リースの場合） | △ | △ | △ | △ | | △ | △ |
| 18 | 経済的負担軽減措置内容説明書（PPAの場合） ・様式第6号 | △ | | | △ | | | |
| 19 | PPAに係る契約書の写し（PPAの場合） | △ | | | △ | | | |
| 「あっ晴れ岡山エコクラブ」入会書類 | | / | / | / | / | / | / | / |
| 20 | 「あっ晴れ岡山エコクラブ」入会届 | ○ | | | ○ | | | |
| 21 | （別紙）設備情報 | ○ | | | ○ | | | |
| 22 | 「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」等の電力受給開始日が分かる書面の写し | ○ | | | ○ | | | |
| 23 | 出力対比表の写し等の太陽光パネルの公称最大出力がわかるもの（太陽光発電設備と同時申請の場合は不要。） | △ | | | △ | | | |
| 24 | パワーコンディショナーの銘板写真（太陽光発電設備と同時申請の場合は不要。） | △ | | | △ | | | |

※その他、必要に応じて書類の追加をお願いすることがあります。

窓断熱の設置に係る経費内訳書について

窓断熱の申請には、公益財団法人北海道環境財団が設定する製品型番又は先進的窓リノベ事業に登録された機器の製品型番の記載が必要です。様式は任意ですが、別紙参照様式「窓断熱の設置に係る経費内訳書」をご利用いただけます。

申請に当たっての注意事項

- 1 別荘等申請の住宅に居住していない場合は対象になりません。
- 2 太陽光発電設備の導入の場合、敷地内の倉庫や車庫など、人が居住していない建物に太陽電池モジュールを設置した場合などで発生した電力を居住する住宅で使用していない時は、対象にはなりません。
- 3 同一種別の補助対象機器に係る申請は一住宅（同一敷地内の別棟の建築物を含む）につき一回限りです。

既築住宅への設置について

窓断熱の設置における既築の判断は以下のとおりとします。

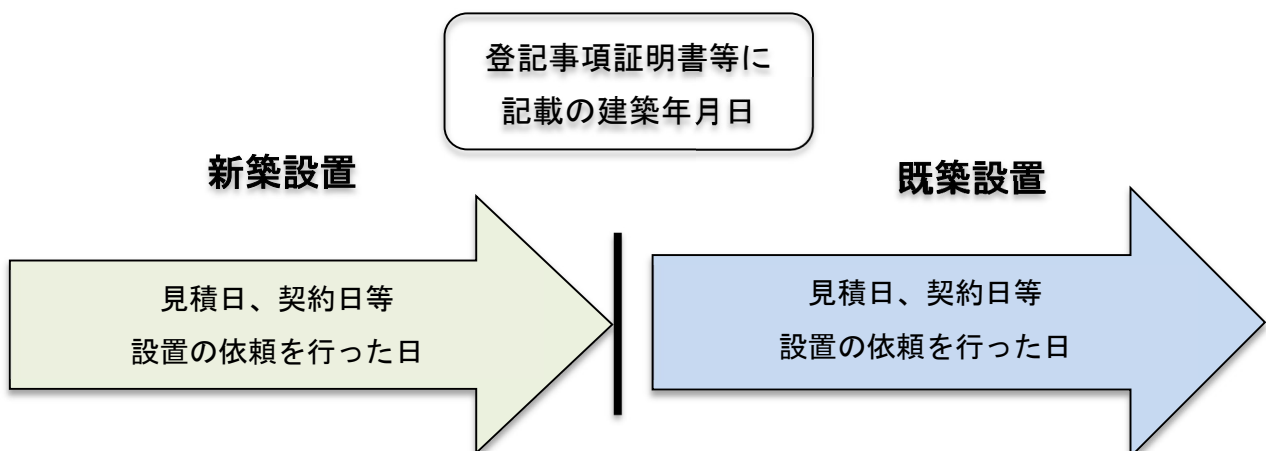
既築とは 次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 窓断熱の設置に係る契約の時点で、既に建設されている住宅
- (2) 既存住宅の増築

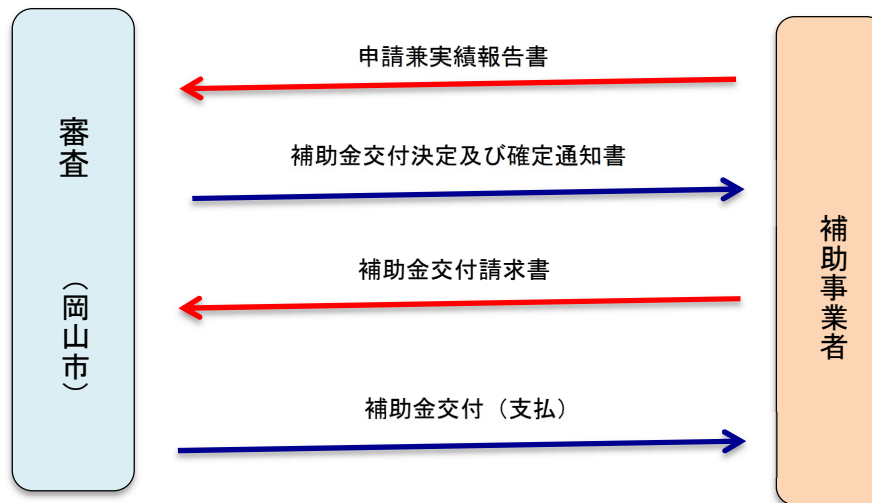
※ 見積日、契約日等で補助対象機器の設置に係る依頼を行った日より前に建築されていることが登記事項証明書等（登記事項証明書又は固定資産税の名寄帳等をいう。）により確認できること。

次の各号のいずれかに該当する場合は、新築住宅への設置とし、補助対象にはなりません。

- (1) 新築する住宅に新築工事と併せて設置する場合
- (2) 設置されている建売住宅を購入する場合



補助金手続きの流れ



- * 内容に不備等がない場合、4週間程度で補助金交付決定及び確定通知書を送付します。
- * 振り込みまでは、請求書提出後1か月程度かかります。補助金を口座振り込みする際の通知は省略させていただきます。

その他

- この案内は、補助事業の概要について記載したものです。詳細については、「岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱」及び「岡山市補助金等交付規則」をご確認ください。
- 法定耐用年数期間内に、補助対象機器を処分する場合（リースの解約及びPPAの解約を含む。）は、市の承認が必要になります。
- その他の類似の補助金等との併用の可否については、各窓口にご確認ください。

お問い合わせ先

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号

岡山市ゼロカーボン推進課

TEL. 086-803-1282

E-mail : sumaene@city.okayama.jp

URL : <https://www.city.okayama.jp/ondankataisaku/0000042045.html>